

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道本別町					
プ ラ ン の 名 称		本別町国民健康保険病院中長期計画					
策 定 日		平成 21年 2月 26日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	本別町国民健康保険病院					
	所 在 地	北海道中川郡本別町西美里別6番地8					
	病 床 数	一般病床60床					
	診 療 科 目	内科、外科、耳鼻咽喉科、小児科、精神科、眼科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付[添付省略]		<p>「本別町地域包括医療推進構想」に基づき、地域包括医療・ケア拠点として「予防と診療の一体的提供」を行う施設であり、地域医療を確保し地域住民の健康と安心を守ることにある。</p> <p>二次医療圏から1時間の遠隔地にあり、町内で唯一入院設備を備えた初期救急医療を担う病院として機能している。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付[添付省略]		<p>救急医療の確保に要する経費(救急病床確保4床分の維持管理費・収益分、医師看護師待機経費)</p> <p>保健衛生行政事務に関する経費(予防接種等受託経費)</p> <p>病院事業債元利償還金の2/3相当額</p> <p>不採算地区病院運営経費(医師給与の45/100、医学研修手当)</p> <p>高度医療医療に要する経費(MRI費用からその収入を差し引いた分)</p> <p>医師等の研究研修費(研究研修費とその代替医師費用分)</p> <p>退職手当事前納付金、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費</p> <p>病院の建設改良に要する経費(一般財源分の1/2)</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	91.4	93.8	99.1	99.2	99.2	
	職員給与費比率	59.5	58	54.3	53.8	52.8	
	病床利用率	79.4	90	93.3	93.3	93.3	
	材料費対医業収益比率	18.1	17.8	17.2	17.2	17.2	
上記目標数値設定の考え方		<p>任意項目は、コスト増を抑えるための指標として選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:25年度)</p>					

				団体名 (病院名)	北海道本別町 (本別町国民健康保険病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
人工透析患者数		45	54	55	58	58	実人員
救急患者数		1,710	1,800	1,800	1,800	1,800	
手術件数		212	200	220	230	230	
往診件数		16	13	20	25	30	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	外来投薬の院外処方化 平成12年度実施済み 医事業務の民間委託化 平成12年度実施済み 給食業務の委託化 平成22年度実施				
		事業規模・形態の見直し	療養病床20床廃止、一般病床化 平成20年5月実施 一般病床60床の規模を当面維持し、患者ニーズに応えた医療体制を構築する。				
		経費削減・抑制対策	人事交流など適正な人員配置によって給与費を抑制(総額約1,370万円の抑制効果) 医師給与を、インセンティブ(出来高払い)報酬制の併用によって総額を抑制する。 オーダーリング導入による業務効率化などにより、超勤手当の縮減(年間約300万円削減) 管内8自治体病院が加入する材料費の共同購入を平成20年度から実施、今後さらに拡大する。また、医療材料等委員会を組織しコスト削減に取り組む。(比率を0.9%削減) 医療機器の保守委託など各種契約内容の見直しを行う。(平成20年度比3%削減を目指す)				
		収入増加・確保対策	入院基本料の10:1確保のためのスタッフ確保を図る。 手術、検査、公衆衛生活動の充実、町外受診患者の国保病院受診など新規需要の掘り起こし 入院患者が落ち込む時期(夏枯れ現象)を克服し病床稼働率の増(93%達成を目指す) 手術件数の増、クリニカルパスによる診療標準化・効率化による平均在院日数の短縮(現状26.3日 平成21年度24日以内 平成23年度21日以内)				
		その他	エックス線画像情報システム導入によるフィルムレス加算による増収(年間540万円増) 地域に開かれた信頼される病院づくりを進めることによって患者を確保する。(病院運営モニター会議、病院ボランティア、町民医療講座いざよい会、お出かけ健康医療講座、病院まつりなど、病院運営に町民が参画する取り組み) 接遇の向上、PR活動(良いイメージを持ってもらう)などサービス向上対策の取り組み				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	81.20%	18年度	80.50%	19年度	79.40%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	医療療養病床20床を平成20年5月廃止し、一般病床60床として病床利用率の向上を図る。					

団体名  
(病院名)

北海道本別町  
(本別町国民健康保険病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する第二次医療圏の北海道十勝地域は1市17町村あり、そのうち公立病院が8病院所在している。規模は150床が1病院、他の病院は60床から80床の小規模病院となっているが、地域が広大という特殊事情もあって小規模病院が立地しているという現状がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「自治体病院等広域化・連携構想」(平成20年1月)によれば、公立芽室病院は、比較的規模も大きく一定の役割を果たしているが、その他の7病院は比較的小規模であり、今後病院間の役割分担や帯広市に集約されている医療機能との連携も考慮しながら、診療所化を含めた規模の適正化について検討する必要がある、とされている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年1月  平成19年12月  平成21年1月  平成25年度	<内容> 十勝管内の8自治体病院所在首長が「自治体病院の運営等に関する意見交換会」を設置 「医薬品等共同購入協議会」を設置し、平成20年度から実施している。 その他「専門科の共同設置」、「高度医療機器の共同購入・相互利用」、「医師の相互派遣」、「救急体制の役割分担」などを想定している。 北海道が呼びかけ「自治体病院広域化・連携検討会議」が設置され、今後議論の予定 この議論を踏まえ検討を進め結論を得る。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に入力を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に入力を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	その他特記事項	<時期> 平成21年2月  平成21年1月  平成24年3月	<内容> 本計画では、現状の公営企業法一部適用は、経営効率化の観点から見直しの必要がある。 経営形態を検討できる可能性としては、公営企業法全部適用、地方独立行政法人、一部事務組合の3方式である。 この3方式は、いずれも他町との連携も視野に検討しなければならない。 北海道が呼びかけ設置された「自治体病院広域化・連携検討会議」での議論も踏まえて検討する必要がある。 上記会議と並行して議論を進め結論を得る。	
		既存の「健康長寿のまちづくり会議」(平成13年設置、条例委員、委員数24名)に、年1回計画の取組み状況の点検・評価を実施 年度ごとの目標値と実績値の比較により、評価時点の達成度を検証し、毎年度ローリングを図る。 病院ホームページにより公表		
		毎年度9月末までに公表する。		

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道本別町 (本別町国民健康保険病院)
--------------	-------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	977,370	1,100,845	1,191,947	1,238,245	1,247,397	1,257,980
	(1) 料 金 収 入	794,836	928,506	999,369	1,042,690	1,051,842	1,062,425
	(2) そ の 他	182,534	172,339	192,578	195,555	195,555	195,555
	うち他会計負担金	137,982	128,177	139,023	140,000	140,000	140,000
	2. 医 業 外 収 益	147,939	140,407	130,997	130,018	130,018	130,018
	(1) 他会計負担金・補助金	129,722	120,169	110,977	110,000	110,000	110,000
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	18,217	20,238	20,020	20,018	20,018	20,018
	経 常 収 益 (A)	1,125,309	1,241,252	1,322,944	1,368,263	1,377,415	1,387,998
	入	1. 医 業 費 用 b	1,181,581	1,291,380	1,350,903	1,315,916	1,324,146
(1) 職 員 給 与 費 c		588,133	655,506	691,060	672,499	670,624	663,888
(2) 材 料 費		162,757	199,583	212,677	212,619	214,358	216,369
(3) 経 費		288,318	304,207	312,617	296,477	296,477	290,788
(4) 減 価 償 却 費		137,647	126,027	127,482	128,260	136,626	156,952
(5) そ の 他		4,726	6,057	7,067	6061	6,061	6,061
2. 医 業 外 費 用		65,798	65,357	59,430	63,996	63,996	65,277
(1) 支 払 利 息		40,323	38,335	31,544	29,433	29,433	30,660
(2) そ の 他		25,475	27,022	27,886	34,563	34,563	34,617
経 常 費 用 (B)		1,247,379	1,356,737	1,410,333	1,379,912	1,388,142	1,399,335
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		122,070	115,485	87,389	11,649	10,727	11,337
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	280	101	114	114	114	114
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	280	101	114	114	114	114
純 損 益 (C) + (F)		122,350	115,586	87,503	11,763	10,841	11,451
累 積 欠 損 金 (G)		1,017,479	1,133,065	1,220,568	1,232,331	1,243,172	1,254,623
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	290,453	289,948	244,086	219,136	186,025	157,223
	流 動 負 債 (イ)	66,362	77,214	66,362	67,000	78,000	70,000
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)							
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		90.2%	91.5%	93.8%	99.2%	99.2%	99.2%
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		82.7%	85.2%	88.2%	94.1%	94.2%	94.3%
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		60.2%	59.5%	58.0%	54.3%	53.8%	52.8%
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		80.5%	79.4%	90.0%	93.3%	93.3%	93.3%

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	北海道本別町 (本別町国民健康保険病院)
--------------	-------------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	36,600	41,200	9,500	38,100	98,600	16,100	
	2. 他会計出資金	108,895	112,959	53,798	76,798	150,868	73,354	
	3. 他会計負担金	4,799	3,127	853	0	0	0	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	4,046	2,625	1,622	50,000	2,625	2,625	
	7. その他	2,881	1,033	1,321	0	0	0	
	収入計 (a)	157,221	160,944	67,094	164,898	252,093	92,079	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	157,221	160,944	67,094	164,898	252,093	92,079	
	支 出	1. 建設改良費	57,167	50,858	19,439	115,000	200,000	35,000
		2. 企業債償還金	130,026	135,235	71,847	79,047	78,402	85,881
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		1,180	270	565	0	0	0	
支出計 (B)		188,373	186,363	91,851	194,047	278,402	120,881	
差引不足額 (B) - (A) (C)		31,152	25,419	24,757	29,149	26,309	28,802	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	28,932	23,308	24,757	29,149	26,309	28,802	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	2,220	2,111	0	0	0	0	
計 (D)		31,152	25,419	24,757	29,149	26,309	28,802	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(15,425) 267,704	(15,020) 248,346	( ) 250,000	( ) 250,000	( ) 250,000	( ) 250,000
資本的収支	(66,634) 113,694	(68,401) 116,086	(5,900) 54,651	(24,100) 76,798	(98,600) 150,868	(16,100) 73,354
合計	(82,059) 381,398	(83,421) 364,432	(5,900) 304,651	(24,100) 326,798	(98,600) 400,868	(16,100) 323,354

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。